



サルビアレター



一人ひとりが輝くまち、燕市を目指して

Vol.7

2023年11月発行
燕市企画財政部地域振興課

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すわけではありません。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかといった恐怖を与えるような脅迫（心理的攻撃）、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的圧迫）、嫌がっているのに性的な行為を強要すること（性的強要）なども暴力です。

相談先

性犯罪・性暴力を相談

はやくワンストップ
#8891 内閣府 ワンストップ支援センター
ハートさん
#8103 警察庁 性犯罪被害者相談電話

配偶者・交際相手からの暴力を相談

はれれば
#8008 内閣府 DV相談ナビ

心を傷つけることも暴力です。
ひとりで抱えず、最初の一步を



DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別をとわず、相談できます。

性犯罪・性暴力		配偶者・交際相手からの暴力	
内閣府 性暴力に関する SNS相談 「Cure Stone」 (ケアストーン)	警察庁 性暴力被害者相談電話 ワンストップ センター ハートさん	内閣府 DV相談ナビ	内閣府 DV相談ナビ
QRコード	QRコード	QRコード	QRコード
#8891	#8103	#8008	#8008

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

“ジェンハラ”って知っていますか？

ジェンハラとは“ジェンダー・ハラスメント”の略称です。

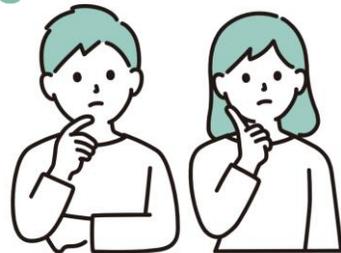
例えば、上にあるような暴力は男性が被害者になることももちろんあります。その際「男なんだから我慢しないと」「男のくせに拒否できないの?」といった、心無い言葉を浴びせられることがあるかもしれません。女性の場合は「愛嬌がない女はダメ」「女性社員はお茶くみをしないと」といった言葉に聞き覚えはないでしょうか？

このような性別による固定概念に基づく差別や嫌がらせのことジェンダー・ハラスメント(ジェンハラ)と言います。

ジェンハラは加害者に悪意がない場合も多いです。性別による固定概念というのは、誰しも少なからず持っているものだからです。

「自分のこの考えはジェンハラになっていないかな?」と一度自分の考えを見つめなおしてみましょう。

家事は女?
男は稼がないと?
男は泣くな?
女は愛嬌?



【女性のための総合相談】

電話（予約専用）：0256-92-2121

相談日時：毎月第3火曜日

午前9時～午後4時

会場：燕市民交流センター

https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku_zaisei/26/977.html



相談窓口一覧へのQRコードとURLはコチラ⇒

燕市では、「女性のための総合相談」などの窓口を開設しています。一人で抱え込まず、その悩みを相談してみませんか？